

財務諸表

第15期

自 2017年7月 1日
至 2018年6月30日

活動計算書
貸借対照表
財産目録

特定非営利活動法人
ハビタット・フォー・ヒューマニティ・ジャパン

2017年度 活動計算書

2017年 7月 1日から 2018年 6月 30日まで

特定非営利活動法人
ハビタット・フォー・ヒューマニティ・ジャパン

(単位:円)

科 目	金 額	
I 経常収益		
1 受取会費		
正会員受取会費	161,000	
賛助会員受取会費	1,404,000	1,565,000
2 受取寄附金		
受取寄附金	13,940,062	13,940,062
3 受取助成金等		
受取民間助成金	1,228,500	1,228,500
4 事業収益		
国内外の貧困解消及び緊急援助の ための人材派遣事業(GV事業)	75,563,000	75,563,000
5 その他収益		
受取利息	4,742	
為替差益	76,784	
その他	339,760	421,286
経常収益計		92,717,848
II 経常費用		
1 事業費		
(1)人件費		
給料手当	16,192,225	
法定福利費	2,409,440	
福利厚生費	13,980	
通勤費	1,168,115	
教育訓練費	534,808	
人件費計	20,318,568	
(2)その他経費		
工事費	906,961	
寄付金	54,964,184	
保険料	56,227	
地代家賃	2,816,253	
水道光熱費	204,910	
消耗品費	1,107,843	
減価償却費	224,987	
旅費交通費	4,150,711	
会議費	2,212	
通信費	571,494	
郵便・荷造運賃	84,187	
広告宣伝費	399,650	
業務委託費	897,090	
銀行手数料	218,764	
諸会費	96,921	
その他経費計	66,702,394	
事業費計		87,020,962
2 管理費		
(1)人件費		
給料手当	3,172,626	
法定福利費	502,848	
福利厚生費	26,848	
通勤費	111,157	
教育訓練費	223,693	
人件費計	4,037,172	
(2)その他経費		

保険料	5,853		
地代家賃	423,747		
水道光熱費	30,832		
消耗品費	34,414		
減価償却費	33,853		
旅費交通費	7,040		
会議費	30,123		
通信費	30,405		
郵便・荷造運賃	10,083		
経営指導料	2,636,236		
業務委託費	514,834		
弁護士会計士等報酬	1,296,000		
租税公課	4,570		
銀行手数料	94,279		
諸会費	23,879		
その他経費計	5,176,148		
管理費計		9,213,320	
経常費用計			96,234,282
当期経常増減額			△ 3,516,434
税引前当期正味財産増減額			△ 3,516,434
法人税、住民税及び事業税			0
前期繰越正味財産額			28,729,597
次期繰越正味財産額			25,213,163

2017年度 貸借対照表

2018年6月30日 現在

特定非営利活動法人

ハビタット・フォー・ヒューマニティ・ジャパン

(単位:円)

科 目	金 額		
I 資産の部			
1 流動資産			
現金及び預金	40,917,971		
前払費用	332,317		
流動資産合計		41,250,288	
2 固定資産			
(1)有形固定資産			
建物	467,222		
什器備品	410,661		
有形固定資産計	877,883		
(2)投資その他の資産			
敷金	1,000,000		
保証金	1,000,000		
投資その他の資産計	2,000,000		
固定資産合計		2,877,883	
資 産 合 計			44,128,171
II 負債の部			
1 流動負債			
未払費用	4,320,751		
前受金	11,920,000		
預り金	2,674,257		
流動負債合計		18,915,008	
2 固定負債			
固定負債合計		0	
負 債 合 計			18,915,008
III 正味財産の部			
前期繰越正味財産		28,729,597	
当期正味財産増減額		△ 3,516,434	
正 味 財 産 合 計			25,213,163
負債及び正味財産合計			44,128,171

2017年度 財産目録

2018年6月30日 現在

特定非営利活動法人
ハビタット・フォー・ヒューマニティ・ジャパン

(単位：円)

科 目	金 額	
I 資産の部		
1 流動資産		
現金及び預金		
普通預金 三菱UFJ銀行 新宿西支店	38,479,050	
普通預金 三菱UFJ銀行 新宿西支店 (米ドル口)	1,392,323	
普通預金 三井住友銀行 中野坂上支店	137,078	
郵便貯金	909,520	
前払費用	332,317	
流動資産合計		41,250,288
2 固定資産		
(1)有形固定資産		
電気・電話工事	467,222	
電話設備	410,661	
有形固定資産計	877,883	
(2)投資その他の資産		
敷金	1,000,000	
保証金	1,000,000	
投資その他の資産計	2,000,000	
固定資産合計		2,877,883
資 産 合 計		44,128,171
II 負債の部		
1 流動負債		
未払費用	4,320,751	
前受金	11,920,000	
預り金	2,674,257	
流動負債合計		18,915,008
2 固定負債		
固定負債合計		0
負 債 合 計		18,915,008
正 味 財 産		25,213,163

財務諸表の注記

1 重要な会計方針

財務諸表の作成は、NPO法人会計基準(2010年7月20日 2011年11月20日一部改正 NPO法人会計基準協議会)によっています。

- (1) 固定資産の減価償却の方法
定額法を採用しています。
- (2) 施設の提供等の物的サービスを受けた場合の会計処理
該当事項はありません。
- (3) ボランティアによる役務の提供
該当事項はありません。
- (4) 消費税等の会計処理
消費税等の会計処理は、税込方式によっています。

2 用途等が制約された寄附金等の内訳

用途等が制約された寄附金等の内訳(正味財産の増減及び残高の状況)は以下の通りです。
当法人の正味財産は25,213,163円ですが、そのうち794,943円は、下記のように用途が特定されています。
したがって用途が制約されていない正味財産は24,418,220円です。

(単位:円)

補助金等の名称	交付者	期首残高	当期増加額	当期減少額	期末残高	備考
東京都内での低所得高齢者、障がい者への居住支援における布団提供事業	公益財団法人 森村豊明会	0	1,228,500	433,557	794,943	
合 計		0	1,228,500	433,557	794,943	

3 固定資産の増減内訳

(単位:円)

科目	期首取得価額	取得	減少	期末取得価額	減価償却累計額	期末帳簿価額
有形固定資産						
建物	522,504	0	0	522,504	△ 55,282	467,222
什器備品	1,795,512	0	0	1,795,512	△ 1,384,851	410,661
投資その他の資産						
敷金	1,000,000	0	0	1,000,000	-	1,000,000
保証金	1,500,000	1,000,000	1,500,000	1,000,000	-	1,000,000
	4,818,016	1,000,000	1,500,000	4,318,016	△ 1,440,133	2,877,883

4 役員及びその近親者との取引の内容

該当する役員及びその近親者との取引はありません。

5 その他特定非営利活動法人の資産、負債及び正味財産の状態並びに正味財産の増減の状況を明らかにするために必要な事項

・ 事業費と管理費の按分方法

各事業の経費及び事業費と管理費に共通する経費のうち、給料手当については従事割合に基づき按分しています。

独立監査人の監査報告書



2018年8月27日

特定非営利活動法人ハビタット・フォー・ヒューマニティ・ジャパン
理事長 セシリア・ビルギッタ・メリン 殿

監査法人 双 研 社

代表社員
業務執行社員 公認会計士

代表社員
業務執行社員 公認会計士

渡辺 篤 
淡路 洋平 

当監査法人は、特定非営利活動法人ハビタット・フォー・ヒューマニティ・ジャパンの2017年7月1日から2018年6月30日までの2017年度（FY18：2017年7月～2018年6月）の財務諸表等、すなわち、貸借対照表、活動計算書、財務諸表の注記及び財産目録について監査を行った。

財務諸表等に対する理事者の責任

理事者の責任は、NPO 法人会計基準に準拠して財務諸表等を作成することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表等を作成するために理事者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表等に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表等に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表等の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、監査人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表等の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表等の作成に関連する内部統制を検討する。また、監査には、理事者が採用した会計方針及びその適用方法並びに理事者によって行われた見積りの評価も含め財務諸表等の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表等が、すべての重要な点において、NPO 法人会計基準に準拠して作成されているものと認める。

利害関係

法人と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上